

令和8年度協会けんぽ千葉支部の

健康保険料率について

	令和8年2月 (3月納付分まで)	令和8年3月 (4月納付分から)
健康保険料率	給与・賞与の 9.79%	給与・賞与の 9.73%
介護保険料率	給与・賞与の 1.59%	給与・賞与の 1.62%

令和8年3月分(4月納付分)から保険料率が変わります

※健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は労使折半となります。
※40歳～64歳の方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。
※賞与については支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は、令和8年4月分の保険料率から変更となります。

令和8年4月分(5月納付分)より新たに子ども・子育て支援金制度が始まります

詳しくはこちら



子ども・子育て支援金率 給与・賞与の **0.23%**



注意!

退職後も継続して協会けんぽの健康保険に加入されたい方へ

任意継続のお手続きには

「期限」があります

詳しくはこちら



退職後の健康保険はどうすればいいですか？

74歳までの被保険者が、退職などで健康保険の資格を喪失した場合には、いずれかの健康保険(国民健康保険、ご家族の健康保険等)へ加入するための手続きが必要です。退職日(資格喪失日の前日)までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間がある方は、継続して被保険者となる健康保険任意継続制度をご利用いただけます。加入期間は最長で2年間です。

任意継続健康保険に加入するにはどうすればいいですか？

「任意継続被保険者資格取得申出書」を退職日の翌日(資格喪失日)から20日以内にお住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ提出する必要があります。

資格取得申出書の提出時に退職日の確認ができる書類を添付していただくと、より早期に資格取得の手続きを行うことができます。※提出は任意です

退職日の確認できる書類の例はこちら



被扶養者がいる場合は追加で添付書類等の提出が必要ですか？

退職前の健康保険から引き続き扶養に入られるご家族の方については、申出書にマイナンバーをご記入(※)いただくことにより協会けんぽにて収入確認を行います。ただし、マイナンバーによる情報照会の結果、確定申告を行っていない等の理由により収入が確認できなかった場合は、別途収入を証明できる書類をご提出いただくこととなります。なお、新たに扶養に入られる場合は必ず収入確認書類・続柄確認書類の提出が必要です。

※電子申請の場合は「マイナンバーを利用した情報照会を希望する」を選択

任意継続のお手続きはぜひ電子申請で!

はじまっています!
電子申請



電子申請ならスマートフォンやパソコンで審査状況の確認もできます!

オンラインで各種申請手続きが可能!
「けんぽアプリ」からもご利用いただけます。

詳しくはこちら



NEW!

協会けんぽの **健診** が さらに**手厚く、新しく**なります!

特設
サイト



3つの新しい健診

1

人間ドック健診に対する補助の開始

従来の「生活習慣病予防健診」のほかに「人間ドック健診」への補助が始まります。一般健診の検査項目に血液の詳しい検査や眼圧検査、医師による健診結果の説明などを加えた、より詳しく体の状態を調べることができる、**検査項目が1番多い**健診です。

- ✓ **対象者**
35歳～74歳の被保険者(ご本人)
- ✓ **補助額**
協会けんぽが最高25,000円を補助



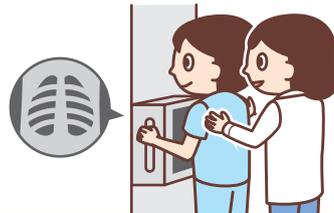
2

若年層を対象とした健診の実施

協会けんぽの生活習慣病予防健診は35歳以上の方が対象でしたが、**若年層の方向けの健診が新たにスタート**します。

※一般健診の項目から胃・大腸の検査を省略した内容です。

- ✓ **対象者**
20歳、25歳、30歳の被保険者
- ✓ **自己負担額**
最高2,500円



3

骨粗しょう症検診の実施

40歳以上の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施し、自覚症状がない**骨粗しょう症を早期に発見**します。

- ✓ **対象者**
一般健診を受診する40歳以上の偶数年齢の女性被保険者
- ✓ **自己負担額**
最高1,390円



被保険者(ご本人)の健診一覧

生活習慣病予防健診

健診の種類	対象者	自己負担額
一般健診	35歳～74歳の方	最高5,500円
一般健診(若年)	20歳、25歳、30歳の方	最高2,500円
節目健診*	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方	最高8,280円

※節目の年齢において受診するより詳細な健診

この他にも追加できる健診があります!

詳しくはこちら



または

人間ドック健診

対象者
35歳～74歳の方
.....
協会けんぽが
最高25,000円補助

ご受診までの流れ

Step1 確認

3月下旬ごろ「生活習慣病予防健診等のご案内」「健診対象者一覧」等を事業所へお送りします

Step2 予約

協会けんぽと契約している健診機関へ直接電話などで受診予約 ※協会けんぽへの申し込みは不要です。

Step3 受診

健康保険の資格が確認できるもの(※)・健診費用・健診機関から送付される「問診・検査キット」等を持参して受診
※マイナ保険証、資格確認書、マイナポータルの保険資格画面の提示等



「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ
全国健康保険協会 千葉支部

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13
日本生命千葉駅前ビル2階

☎ **043-332-2811**

営業時間 平日 8:30～17:15

電子申請
特設ページ公開中



LINE公式アカウント
友だち募集中

